

■ 6月定例会で議決された令和8年度補正予算

会計名 (補正号数)	補正の主な内容	補正額	補正後の 予算額
一般会計 (第2号)	住民自治組織連携事業費 地域集会施設建設等事業費補助金 △1,557万3千円 コミュニティセンター事業助成金 2,000万円	5,402 万円	477億8,517 万円
	国民健康保険事業特別会計繰出金 148万7千円		
	児童手当等支給費 児童扶養手当システム改修委託料 230万6千円		
	道路補修事業費 市道松前鳶欠1号線舗装補修工事費 4,580万円		
一般会計 (第3号)	訴訟事務費 33万円	39万円	477億8,556 万円
	市庁舎管理事業費 調停事務費 6万円		
下水道事業 会計 (第1号)	管渠整備費 汚水管渠布設実施設計委託料 1,380万円	1,380 万円	41億6,020 万円

●国民健康保険税条例の
部改正
(第51号議案)

地方税法施行令等の改正に伴い、国民健康保険税条例を改正します。

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げます。被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減判

定所得の算定において被保険者数に乘すべき金額を、5割軽減の対象となる世帯については30万5000円から31万円に、2割軽減の対象となる世帯については56万円から57万円に引き上げます。また、引用規定の整理を行います。

●文教委員会での主な質疑
問 今回の課税限度額の引き上げによって、どのくら

い調定額が増加見込みなのか。また、軽減判定所得の基準額引き上げによって、どれだけ調定額が減額になるのか。

答 今回の課税限度額の引き上げでは、調定額が約212万円の増額となり、軽減判定所得の基準額引き上げでは、約94万円の減額となります。

●本会議での主な論点

賛成 今回の課税限度額の改正は、地方税法施行令の改正に伴うものである。課税限度額の引き上げは、一部の高所得者層に負担を求め

るが、診療報酬改定により、保険者への請求増加が見込まれるため、財源確保として、国の改正に準じ、改正を行うものである。また、国民健康保険税の2割・5割軽減措置については、低所得者世帯への軽減を拡大し、一定の配慮をしたものであり、妥当と考え賛成する。

反対 今回の改正では、2割・5割の軽減判定基準も引き上げられるが、その効果の新たな軽減対象は、市全体の加入者の中で、僅か22世帯、29人である。極めて僅かであり、激しい物価高騰から低所得者や中間層を守る防波堤としては、極めて不十分と言わざるをえないため、反対する。

その他の議案

●農業委員会委員の任命について
(第54号議案)

農業委員会の委員の任期が令和8年7月19日に満了することに伴い、千賀直樹氏始め9名を委員に任命するため、議会の同意を求めるものです。

●物品の購入について(高規格救急自動車)
(第55号議案)

現在市内で運用している5台の救急自動車のうち、購入後12年が経過している車両について、経年劣化や日々の出勤による積算走行距離の増加のため、更新を図るものです。

2社による指名競争入札を行い、東愛知日産自動車株式会社蒲郡店が落札し、購入金額は2076万8000円で、配備先は消防署西部出張所を予定しています。

●工事請負契約の締結について(大塚地区保育園新築工事)
(第56号議案)

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び蒲郡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分